

事務手数料の適正化について

1 事務手数料について

西東京市においては、特定の者の利益のために派生した事務について徴収する事務手数料は、別に定めのあるものを除くほか、「西東京市手数料条例」（以下「条例」という。）に定められている。

このうち、証明等交付手数料及び閲覧手数料等の事務手数料については、戸籍の謄本・抄本等に記録されている事項の証明など「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等の法令や都の条例で定められているものを除いては、市独自で定めることとしている。

2 受益者負担の考え方

証明発行等に係る事務手数料の受益者負担については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成 27 年度改定版）」（以下「基本方針」という。）において、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、証明発行に係る費用については受益者が 100%負担することが妥当であるとしている。

3 見直しの周期

事務手数料の見直しの周期については、基本方針において原則として 3 年ごとに見直し作業を行うこととしている。

これまでの見直しの経過としては、平成 15 年度及び平成 18 年度に諮問をし、その答申を踏まえ事務手数料の改定を行ってきた。

なお、平成 19 年度以降については、事務手数料の新設など所要の条例改正は行ったが、事務手数料の改定を伴う見直しについては、現行料金のみで据え置いている。

4 原価計算結果

(1) 現行手数料を据え置くべきもの

資料 2 のとおり、平成 29 年度決算による原価計算の結果（B）と、条例で定める金額（A）とで割り出した乖離が、3 倍未満の手数料については、平成 27 年度の定期見直しの原価計算の結果と比較しても、特筆すべき原価の変動はなかった。

(2) 条例で定める金額と原価計算に乖離がある手数料

原価計算の結果と条例で定める金額とで 3 倍以上の乖離がある事務手数料について、主な要因は下記のとおりである。

▶ 多機能端末機による交付 ※資料 3-1～3-4 参照

多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機）はマイナンバーカードを使用して証明書を取得するが、マイナンバーカード所持者の約7割が、自動交付機を利用するための市民カードを所持しており、使い慣れた自動交付機を利用する市民が多かったため、実績の処理件数が想定件数を下回ったものと思われる。

また、多機能端末機による交付については、職員の人件費がかからないため、物件費に対する交付件数が原価計算結果に大きく影響している。

事項	金額	原価計算	交付件数	想定件数
多機能端末機による交付				
住民票の写し	200 円	2,021 円	3,299 件	17,815 件
戸籍の附票の写し	200 円	2,160 円	36 件	189 件
印鑑登録証明	200 円	2,022 円	2,224 件	10,681 件
課税（非課税）証明	200 円	2,875 円	755 件	5,468 件

▶ 都市計画に関する証明 ※資料 3-5 参照

証明発行にあたり、図面作成等に時間を要することから、原価に占める人件費の割合が高くなっている。

事項	金額	原価計算	交付件数	要因
都市計画に関する証明				
都市計画証明	300 円	6,378 円	133 件	人件費割合 99%超

(3) 条例で定める金額と原価計算に乖離があるが、適正な原価計算が困難な手数料

下表の3つの事務手数料については、過去3カ年の処理件数が0件であり、適正な原価計算が困難な状況である。

事項	金額	原価計算	交付件数	要因
その他市長の指定する事項に関する証明				
マンション建替え円滑化法に関する証明	300 円	1,267 円	0 件	人件費割合 100%
社会福祉法人の理事に関する証明	300 円	1,711 円	0 件	同上
税額控除対象となる社会福祉法人の証明	300 円	1,648 円	0 件	同上

5 過去の審議経過

(1)「多機能端末機による交付」について

平成 28 年度の審議会においては、事務手数料の設定が原価計算結果に対して低廉なのではないかとの意見をいただいたが、市民サービスの向上と窓口負担の軽減を目的とした政策的な観点から、自動交付機による交付と同額の料金とすることとした。

(2)「都市計画に関する証明」について

過去の審議会において、原価計算の乖離が課題であるとの指摘を受けてきた。これらは、現場調査等が必要であるため人件費割合が高く、データ化による事務効率化も現実的には困難である。

一方で、建築基準行政の先行自治体において証明自体を廃止している事例も見受けられることから、建築基準行政の事務移管後の実務を踏まえた上で、証明自体の必要性や証明内容等について、改めて検証することとした。

6 現在の状況

(1)「多機能端末機による交付」について

平成 29 年度の実績では、自動交付機での住民票と印鑑登録証明の取得率がそれぞれ 46.1%と 81.3%であり、窓口以外での証明書の交付について、市民ニーズは一定程度あるものと考えられる。また、平成 31 年 8 月末の自動交付機の廃止に向けて、マイナンバーカードの未取得者で、市民カードのみを所持している約 86,000 人の市民に対して、申請サポートや出張窓口の実施など、マイナンバーカードの交付促進に係る取組を進める必要がある。

[取得方法別の証明書の交付割合]

	住民票		戸籍附票		印鑑証明		課税証明	
	枚	%	枚	%	枚	%	枚	%
自交機	45,959	46.1	—	—	47,272	81.3	—	—
コンビニ	3,299	3.3	36	1.4	2,224	3.8	755	2.9
窓口	50,480	50.6	2,583	98.6	8,627	14.8	25,573	97.1
合計	99,738	100.0	2,619	100.0	58,123	100.0	26,328	100.0

[マイナンバーカードと市民カードの交付枚数] (平成 30 年 10 月 11 日時点)

マイナンバーカード 所持者数	市民カード 所持者数	重複所持者	重複所持 割合(%)
31,230 人	107,672 人	20,973 人	67.2%

(2)「都市計画に関する証明」について

都市計画証明は、法令等の規定はないが、都市計画決定権者・都市計画線管理者として、都市計画の境界線等について、申請者からの求めに応じ、その位置が分かるものを発行するものである。

都市計画証明を行っている他の多くの自治体では、手数料も本市と同等程度であるが、申請から交付までの流れや作業内容は変わらず、本市の処理時間が突出しているというわけではない。

また、資料4-2のとおり、本市を含む都内10市の特定行政庁市では、都市計画証明と同等のサービスを無料で行っている市や、都市計画証明を1件2,000円の手数料で行うのと併せて、1/500の都市計画道路の図面の写しを1件50円で提供する市がある一方で、都市計画証明自体は廃止し、1/2500の用途地域図や1/500の都市計画道路の図面の写しを1件10円から300円の範囲で提供する市も複数ある。

本市では、これまでこれらの先行自治体の事例を参考に都市計画証明の廃止を含めた検討を行っているが、都市計画証明を廃止する場合に必要な代替措置、具体的には1/500の都市計画道路図面の準備等に相当額の費用がかかることが見込まれることから、他の代替措置の検証や、都市計画証明を存続した場合の適正な料金設定のあり方の検証も含めて、なお検討の余地がある。

7 都内26市の事務手数料の検証

「多機能端末による交付」及び「都市計画に関する証明」について、資料4のとおり、西東京市の事務手数料の料金設定は都内26市平均をやや下回っており、都内26市では中位の水準にあるといえる。

8 結論

以上のことから、今年度の事務手数料の定期見直しにあたっては、原価計算と条例で定める料金に乖離がある一部の手数料について課題はあるものの、他市の料金設定と比較考量した結果、著しい乖離は見られないことから、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考えられる。

なお、平成31年10月に予定されている消費税率改定の際には、消費税相当分の影響額について、事務手数料への適切な転嫁を含め、改めて検証を行うこととする。